

地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要領

令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 11 月 4 日

最終改正令和 5 年 6 月 23 日

福祉保健部医療政策課

(目的)

第 1 条 この要領は、地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金の交付について、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号）及び地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日定め。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象医療機関)

第 2 条 要綱第 3 条 1 項に定める対象医療機関は次のとおりとする。ただし、診療報酬により令和 2 年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している医療機関を除く。

- (1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件以上 2,000 件未満であり、2 次救急又は 3 次救急を提供する医療機関
- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上であり、2 次救急又は 3 次救急を提供する医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関
 - イ 大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院
 - ウ 「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間 12 件以上行っている精神科医療機関
 - エ 診療報酬の超急性期脳卒中加算の算定が年間 25 件以上の医療機関
 - オ 急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間 60 件以上の医療機関

- カ その他、高度のがん治療を専門に行っている医療機関のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う病院（児童精神科病床数を対象とする）等
- (4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う、次のいずれかに当てはまる医療機関
- ア 機能強化型在宅療養支援診療所の単独型
- イ 機能強化型在宅療養支援病院の単独型

(交付要件)

第3条 要綱第3条2項に定める交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関（以下、「派遣受入医療機関」という。）については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

- (3) 派遣受入医療機関においては、要綱に定める別記様式第4号(1)イ(オ)の欄に派遣元となる医療機関名を記載すること。
- (4) 令和6年までに、「令和2年12月22日付医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ」において定める地域医療確保暫定特例水準（「B水準」及び「連携(B)水準」）指定を予定している医療機関（各水準に求められる条件を満たす医療機関に限る。）については、各水準の対象となる業務に従事する医師の、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師の年の時間外・休日労働時間が960時間以下、前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次のア、イに留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

ア 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取り組み内

容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

イ 計画の作成に当たっては、次に掲げる ~ の項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）

勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）

予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

当直翌日の業務内容に対する配慮

交替勤務制・複数主治医制の実施

育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

(5) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保健医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(補助事業の実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、交付決定日の属する年度の年度末までとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年11月4日から施行し、令和3年4月1日以降の令和3年度の予算に係る地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月23日から施行し、令和5年度の予算に係る地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金から適用する。